

橋本市選挙管理委員会告示第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による教育委員会の教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による合併協議会設置の要求を行うために必要な数は次のとおりである。

令和7年6月2日

橋本市選挙管理委員会
委員長 島野 勝義

記

1. 地方自治法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求、同法第75条第1項の規定による監査の請求及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による合併協議会設置の請求に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数
1,008人
2. 地方自治法第76条第1項の規定による議会の解散の請求及び同法第81条第1項の規定による市長の解職の請求並びに同法第86条第1項の規定による副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数
16,799人
3. 地方自治法第80条第1項の規定による議会の議員の解職の請求に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数
16,799人
4. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による教育委員会の教育長又は委員の解職の請求に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数
16,799人
5. 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項の規定による合併協議会設置協議の投票の請求に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数
8,400人